

公 安 委 員 会	犯罪被害者等給付金の審査請求事案の 裁決について	令和7年9月18日
説明資料No.	1	長 官 官 房

公 安 委 員 会	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の改正について	令和7年9月18日 刑 事 局 生 活 安 全 局 交 通 局
-----------	---	--

## 1 概要

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第43号）が公布され、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の一部が改正される。暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号。以下「暴対法施行規則」という。）第1条第50号においては、同法第80条に規定される罪の一部を「暴力的不法行為等」として規定しているところ、今般の改正により、同条が第81条に繰り下がることから、所要の改正を行うもの。

## 2 改正の内容

### (1) 暴対法施行規則の改正

暴対法施行規則第1条第50号中、「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十条第一号…」とあるのを、「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十一条第一号…」と改める。

### (2) その他の国家公安委員会規則の改正

次の国家公安委員会規則においても、高齢者の居住の安定確保に関する法律第80条に規定される罪の一部を「暴力的不法行為その他の罪」として規定していることから、(1)と同様の改正を行う（括弧内は根拠法）。

- 警備業の要件に関する規則（警備業法）
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）
- 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（銃砲刀剣類所持等取締法）
- 古物営業法施行規則（古物営業法）
- 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律）
- 確認事務の委託の手続等に関する規則（道路交通法）

## 3 施行期日

令和7年10月1日（水）

公 安 委 員 会	第15回ASEAN+3国際犯罪閣僚会議等	令和7年9月18日
説明資料No. 3	の開催結果について	長 官 官 房

## 1 第15回ASEAN+3国際犯罪閣僚会議 (AMMTC+3)

### (1) 日時・場所

令和7年9月11日（木）8：30～9：30

於：マレーシア・マラッカ

### (2) 出席者

坂井国家公安委員会委員長

### (3) 概要

- ・ ASEAN10か国と日本、中国、韓国を参加国として平成16年から開催
- ・ 日中韓各国代表がステートメント。我が国からは、組織的詐欺、テロ、サイバー犯罪等の国際犯罪対策について発言するとともに、北朝鮮による拉致問題への協力を要請
- ・ 組織的詐欺をはじめとした国際犯罪と闘うための協力の強化等を内容とする共同声明を採択

## 2 第10回日・ASEAN国際犯罪閣僚会議 (AMMTC+日本)

### (1) 日時・場所

令和7年9月11日（木）11：00～12：00

於：マレーシア・マラッカ

### (2) 出席者

坂井国家公安委員会委員長（シンガポールとの共同議長）

### (3) 概要

- ・ 平成25年に初開催。
- ・ 我が国から、組織的詐欺、テロ、サイバー犯罪等の国際犯罪対策のための連携の推進や北朝鮮による拉致問題への協力を要請
- ・ 国際犯罪と闘う上での協力強化の必要性や、組織的詐欺に対抗するためのより実務的で迅速な捜査協力の推進等を内容とする共同声明を採択

## 3 その他

次回会合は、令和8年にフィリピンで開催予定

公 安 委 員 会	「全国犯罪被害者支援フォーラム2025」	令和7年9月18日
説明資料No. 4	の開催について	長 官 官 房

## 1 開催の趣旨

本フォーラムは、犯罪被害者支援に携わる関係機関及び民間被害者支援団体の関係者が参加し、講演やパネルディスカッション等を通じて、犯罪被害者支援のための知識の向上や緊密な連携の強化を図ることなどを目的に毎年開催されており、本年は「すべての被害者を「ひとりにしない」支援」がテーマ（今回で30回目）

※ 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク、日本被害者学会、公益財団法人犯罪被害救援基金、警察庁が主催

※ 会場における観覧のほか、YouTubeを利用したライブ配信を実施

## 2 日時、会場

令和7年10月17日（金） 午後1時00分から午後5時00分まで  
イイノホール（東京都千代田区）

## 3 来賓

国家公安委員会委員長、日本弁護士連合会会長

## 4 参加者

民間被害者支援団体、学識経験者、弁護士、医師、公認心理師等

## 5 概要

- (1) 開会挨拶・来賓挨拶
- (2) 犯罪被害者支援功労者・功労団体等表彰  
犯罪被害者等早期援助団体、犯罪被害相談員等に対して、警察庁長官と全国被害者支援ネットワーク理事長との連名表彰等を実施
- (3) 大学教授による基調講演
- (4) 犯罪被害者遺族による講演
- (5) パネルディスカッション  
大学教授、犯罪被害相談員（支援コーディネーター）をパネリストとして、「被害者がいつでもつながることができる支援」をテーマに討議

公 安 委 員 会	令和7年上半期におけるサイバー 空間をめぐる脅威の情勢等について	令 和 7 年 9 月 18 日
説明資料No. 5		サイ バ ー 警 察 局

## 第1 概要

令和7年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢と警察の取組について取りまとめたもの。

## 第2 サイバー空間の脅威情勢と警察の取組

### 1 サイバー空間の脅威情勢

#### (1) 高度な技術を悪用したサイバー攻撃の脅威情勢

令和7年上半期においては、政府機関や金融機関等の重要インフラ事業者等におけるDDoS攻撃とみられる被害や情報窃取を目的としたサイバー攻撃等が相次ぎ発生。

#### (2) インターネット空間を悪用した犯罪に係る脅威情勢

令和7年上半期におけるフィッシング報告件数は、119万6,314件、インターネットバンキングに係る不正送金事犯の被害総額は約42億2,400万円。ボイスフィッシングという手口による法人口座の不正送金被害及び証券会社を騙るフィッシングメールの送付や証券口座への不正アクセス・不正取引が急増。

#### (3) 違法・有害情報に係る情勢

インターネット上には、規制薬物の広告等の違法情報や犯罪を誘発するような有害情報が存在するほか、近年SNS上に氾濫する犯罪実行者募集情報は深刻な治安上の脅威。

### 2 警察の取組

サイバー特別捜査部では、重大サイバー事案に、都道府県警察サイバ一部門では、高度な専門的知識及び技術を要するサイバー事案に対処。令和7年上半期におけるサイバー犯罪の検挙件数は6,625件。

#### ● 本年上半期の事案の代表事例

世界各国の企業等に対してランサムウェア被害を与えていたる攻撃グループ「Phobos（フォボス）」やその関連組織「8Base（エイトベース）」について、サイバー特別捜査部と関係警察は、EUROPOLやFBI等との国際共同捜査を推進。令和7年2月、米国及びスイスは、「8 Base」グループ運営者等とみられる男ら4名を検挙。同4名のほか、米国で起訴済みの1名を含む5名のうち、3名をサイバー特別捜査部により特定。